# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	南越前町国民年金に関する事務 基	<b>基礎項目評価書</b>

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南越前町は、国民年金に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

福井県南越前町

#### 公表日

令和3年9月16日

[平成31年1月 様式2]

#### 日日 / 击 / 主 土口

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	国民年金法、平成6年改正国民年金法附則及び平成16年改正国民年金法附則の規定に従い、届出の受理・報告等の法定受託事務である。特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。  1. 異動事務 ①被保険者について ・資格喪失の申請(任意脱退含)の受理、資格取得・種別変更・資格喪失・死亡の届出の受理 ・氏名変更・住所変更の受理、住所変更報告(転出)・国民年金手帳の再交付申請の受理 ・付加保険料の納付申出等 ・その他国民年金に関すること ②任意加入被保険者及び特例による任意加入被保険者について・資格取得・資格喪失(死亡喪失) 申出の受理等  2. 給付事務 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等に関する裁定請求書、各種申請書、届出等の受理  3. 免除事務 ・保険料納付の法定免除(資格の確認・所得情報の審査)該当・非該当届出の受理・全額(一部)免除の申請受理(所得情報の審査)・納付猶予、学生納付特例に係る申請受理(所得情報の審査)					
③システムの名称	(1)国民年金システム (2)番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) (3)中間サーバ (4)宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	Ž					
国民年金情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この評価書において「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 31項 ・国民年金法(昭和34年法律第141号) 第12条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民税務課					
②所属長の役職名	町民税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	町民税務課 〒919-0292 福井県南条郡南越前町第29号1番地 TEL0778-47-8015					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						

町民税務課 〒919-0292 福井県南条郡南越前町第29号1番地 TEL0778-47-8015

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			13年9月1日 時点					
2. 取扱者数	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和3年9月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

000	但可可能不	
		基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除ぐ	<b>(。</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供	)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	